平成２１年（フ）第６８４３号
大阪府八尾市桜ケ丘４丁目51番地の１　ファミール八尾桜ヶ丘壱番館704号
債務者　国本英九こと　李　　英九
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９４１号
大阪府東大阪市足代新町８番２号　エルドムス陽光１番館301号
債務者　田中　友里
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０１９号
大阪市城東区放出西３丁目15番４―203号
債務者　光谷　尚子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０３２号
大阪市住之江区南港中５丁目３番45―210号
債務者　宮本喜代子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０６６号
大阪市東淀川区井高野１丁目２番１―105号
債務者　山本　博司
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０８１号
大阪府豊中市庄内幸町２丁目19番13号
債務者　谷川　清貴
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１１９号
大阪府大東市野崎３丁目２番１号　ＪＡパストラルⅡ406号
債務者　黒木由紀子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１２０号
大阪府東大阪市長田３丁目８番18号　サンライズ長田403号
債務者　中川　明子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１３２号
大阪市中央区谷町６丁目17番５号
債務者　宮崎　友里
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１５４号
大阪市住之江区住之江２丁目２番７号
債務者　藤岡美佐子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１６７号
大阪府寝屋川市池田中町５番１号
債務者　山田　夏美
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１９７号
大阪市此花区西九条５丁目３番７―404号
債務者　藤田　晴子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２０４号
大阪府茨木市沢良宜西３丁目11番23―903号
債務者　倉田　直子（旧姓山坂）
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２０７号
大阪市生野区巽東２丁目１番６―510号
債務者　和田こと角谷こと　金　　清子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２１９号
大阪府八尾市長池町５丁目23番地の１
債務者　竹下万吏江
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２３３号
大阪市淀川区三国本町３丁目16番７号　宇城テラスハウス１Ｆ
債務者　山口ケイ子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２３９号
大阪市東成区大今里南１丁目12番４―801号
債務者　谷上　英一
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２７３号
大阪市天王寺区清水谷町16番23号　江見マンション205号
債務者　髙橋こと　髙　　京英
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部